目次

財税の新政策.....1

顧客サービスの事例.....2

社長サロンのイベント.....3

クレストン国際のニュース.....4

同僚の勤続年数.....5

百福潤、財税サービスに専念して19年間

ミッション：

専門知識で顧客に価値を高め、尊敬される財税顧問になる

ビジョン：

財税サービス業をリードし続け、100年先まで生き延びる

価値観：

いつまでも顧客を中心に据え、専門的、正直、高能率

Shanghai *Qingdao*

www.brighture.com

1. 零細企業の発展をサポートするため、**財政部、税務総局は「零細企業の『六税二費』減免政策をさらに実施することに関する公告」（財税[2022年]10号）**を公布し、以下のように規定している。

（1）省、自治区、直轄市の人民政府が地方の実情とマクロコントロールの必要に応じて、**増値税小規模納税義務者、小型薄利企業及び個人事業主の資源税、都市維持建設税、不動産税、都市部土地使用税、印紙税（証券取引印紙税を含まない）、耕地占用税と教育費附加、地方教育費附加について50%の税額範囲で減免できる。**

（2）増値税小規模納税義務者、小型薄利企業及び個人事業主が資源税、都市維持建設税、不動産税、都市部土地使用税、印紙税、耕地占用税と教育費附加、地方教育費附加についての他の優遇策を享受した場合、本公告の第１条に規定される優遇政策を追加享受できる。

（3）本公告でいう、小型薄利企業とは、**国家によって制限又は禁止されていない業種を営む、年間課税所得300万元以下、従業員数300人以下、総資産5000万元以下という3つの要件を満たす企業を指す。**

（4）本公告の施行期限は2022年1月1日から2024年12月31日までとされる。

2. 中小零細企業の設備更新や技術の高度化を促進するため、**財政部、税務総局は「中小零細企業の設備・器具に係る所得税税前控除に関する政策の公告」（財政部・税務総局公告[2022]12号）**を公布し、以下のように規定している。

（1）中小零細企業が2022年1月1日から2022年12月31日までの間に新たに取得する、単価500万元以上の設備・器具の取得価額について一定の割合で企業所得税税前控除を選択できる。耐用年数が3年の設備・器具について取得価額の100％を当年度に損金算入にして税前控除できる。耐用年数が4年、5年、10年の設備・器具について取得価額の50％を当年度に損金算入にして、残額の50％を耐用年数において減価償却にして税前控除できる。

上記の方法により損金算入した結果、欠損金が生じた場合には、翌年度から5年間にわたって繰り越すことができ、その他の繰越期間の延長に関する政策が認められている企業はそれに従うこともできる。

（2）**中小零細企業は四半期(月)ごとに予納申告の際に上記の政策を享受できる。**

（3）上記政策は選択制であるため、**当該年度に選択しなかった場合は、次年度に変更して享受することができない。**

3. 工業経済の安定的な成長を促進し、制造業中小零細企業の発展を支援するため、財政部、税務総局は「製造業中小零細企業の一部税費の納付猶予の継続執行に関する公告」(財税[2022]2号)を公布し、以下のように規定している。

（1）2021年第4四半期の一部の税金納付を引き続き猶予する。『　製造業中小零細企業の2021年第4四半期の一部税費の納付猶予に関する国家税務総局・財政部の公告』(2021年第30号)に規定される**制造業中小零細企業の2021年第4四半期の一部税費の納付を猶予する政策について猶予期間を引き続き6ヶ月延長する。**

（2）2022年第1四半期、第2四半期の一部税費の納付を猶予する。本公告に規定される条件を満たす制造業の中小零細企業が、法律に基づいて納税申告を行った場合、**制造業の中型企業に本公告に規定される税金の50%の納付を、制造業の小規模・零細企業に本公告に規定されるすべての税金の納付を猶予するし、猶予期間は6ヶ月である。**猶予期間満了後、納税者は法律に基づいて該当する月または四半期の税金を納付しなければならない。

（3）本公告でいう**製造業中型企業は国民経済業界分類における製造業に属し、年間売上高が2,000万元以上4億元未満の企業を指す。製造業小規模・零細企業は国民経済業界分類における製造業に属し、年間売上高が2,000万元未満の企業を指す。**

財税サービスの事例

背景：青島のA社は2018年に設立された輸出入会社である。経営決定の変更でA社の自然人株主が他の自然人に持分を譲渡したく、2022年*月*日に持分譲渡協定を締結した。自然人株主は持分譲渡は専門かつ複雑なことと分かって、知人の紹介で百福潤へコンサルティングにきた。

サービスの経緯：百福潤の専門サービスチームは同社の状況を把握し、株主と深く交流した上で、コンサルティング案を設計し取引双方の確認を得た。それを順調に実施し、18．2万元節税したので同社と長期的なコンサルティング協力に合意した。

持分譲渡は目標金額が大きく、取引関係が複雑であるという特徴がある。株式譲渡の過程の中で状況によっては個人所得税、企業所得税、土地増値税、印紙税、企業所得税予納などに及びかねない。現行の法律法規に基づいて合理的かつ合法的な株式譲渡案を制定すれば、税リスクを防止・コントロールできるだけでなく、合法的な節税の効果を実現でき、株主の税関連のコストを下げることができる。

ご案内

持分譲渡は多くの企業にとって日常運営の中であまり触れなく、把握するのが難しいことで、高級かつ上等なことと捉えられている。持分譲渡は状況によっては、例えば『公司法』、『外商投資法企業法』、『企業所得税法』及びその施行条例、『個人所得税法』及びその施行条例、国家税務総局公告[2014]67号など、多くの法律及び財税分野の関連条例に及ぶ可能性がある。したがって企業は株式譲渡を取り扱う時に取引の双方の合法的な権益を保障するため具体的な状況によって適用する関連政策法規を判断して、合理的かつ合法的に計画しなければならない。

社　長　サ　ロ　ン

2022年3月4日午後7時半から8時半まで百福潤財税は2022年第2回社長サロンを開催し、そのテーマは「典型契約における税リスクマネジメント」である

今回の社長サロンは百福潤財税の郁富雲先生が担当した。百福潤財税で12年の勤務経験を誇っている郁先生はベテランのビジネス顧問として、百社以上の国内外の企業にサービスを提供し、株式所有構造納税企画、会社設立、持分譲渡、会社抹消に長けている。

郁先生は「契約書における税務管理、売買契約書の税リスク管理、賃貸借契約書の税リスク管理」の3つの方面から分析した。

契約書は企業の業務の流れを決めている。契約書で約束した金額、支払方法、支払時間と発票発行などの各詳細は企業の納税義務とその発生時間に影響して、更に企業の帳簿処理の方式と税務処理の方式を決めている。

（1）契約書を締結する際には、三流一致、契約内容と実務の一致、契約金額(税抜き価格、税金、税込み価格、製品・サービス別の価格)の明確化、決済方法や支払い時期の明確化、違約金の明確化に注意を払わなければならない。契約書の継続管理の強化なども重要である。

(2)売買契約書の税リスク管理

①会社が運営している過程で、契約の内容と実際の業務と一部異なったり、全く異なったりする場合がある。企業に実際の業務に変更が発生した時、直ちに追加協定を締結することをお勧めする。景品がある場合は、契約書に記載しなければならない。

②契約書を締結する際には、契約金額の表記が税コストに影響するので、兼営する場合には、税率や徴収率の異なる貨物や製品の金額をそれぞれ記載したり、別に契約書を締結したりすることをお勧めする

③売渡契約または課税労務の増値税納税義務の発生時間は代金を受領したか代金の証拠書類を取得した当日とする。先に発票を発行した場合、発票の発行当日とする。実際の集金時間が契約で約束した時間より遅い場合は、契約と実際状況、帳簿処理が一致することを確保するため契約条項に相応の修正を行ったり、追加契約を締結しなければならない。

（3）賃貸借契約書の税リスク管理

①税込み業務について、賃主と借主は賃貸借契約書の中で税込みの価格だけでなく税抜きの価格も明記することをお勧めする。賃貸借契約書の税金負担条項には、借主が払う家賃は所得税税前控除できるように、賃貸借期間中に関連税金は賃主が負担するが、借主が賃貸借契約書で約束した家賃価格から源泉徴収することを明記しなければならない。

②賃貸借契約を締結する時、もし露天の駐車場、露天の倉庫など不動産に属さないものを含むならば、不動産税節税のため区域別に家賃を明記することをお勧めする。

③一定期間、家賃が同じである場合、免租期を明記するか否かによって不動産税の納税義務は変わる。免租期を明記しないほうが不動産税が下がる。

企業は業務の過程で「契約書における税務管理を重視し、契約の各条項の約束が税金コストと納税時間に対する影響を考慮しなければならない。同時に、契約が実際と一致することを確保するため契約の継続管理をしっかりして、適時に追加契約を締結しなければならない。最後に、企業の帳簿、税務処理、発票の発行などが契約と一致することを確保しなければならない。

百福潤財税は専門の財税サービス会社として、財税、法律、業務などの視点から契約の作成と審査を行って、お客様に事前計画とリスクマネジメントを助けることができる。財税、法律に関する問題があったら、いつでもご連絡ください。

次回サロンの予告

百福潤財税2022年第3回社長サロン
テーマ:経営者が知るべき財税知識
時間：2022年3月31日午後7時半から8時半

Kreston 最近のイベント

会員事務所同士の交流と提携を促進するため、クレストンは近頃下記のイベントを開催した。

1. BANSBACHはBDO社をドイツのフライブルクのチームに加える。Kreston Global のメンバー企業であるBANSBACHは、フライブルクにもう一つの拠点を追加し、監査サービスを追加した。BANSBACH社は現在、ドイツの9つの事業所で400人以上の従業員がいる。

2. クレストン・リーヴス(Kreston Reeves)は、新しいディレクターと一緒にプライベートクライアント税務チームを強化する。英国に拠点を置くKreston Globalのメンバー企業であるKreston Reevesは、新たな取締役を任命し、プライベートクライアント税務チームを強化した。

3. オランダ企業のBentaceraの税務パートナーで、Kreston Globalの欧州地域税務ディレクターであるJelle Bakker氏は最近、シェル（Shell）とユニリーバ（Unilever）が本社を英国に移転することについて、配当金源泉税を回避するとコメントした。 Jelle氏はThe Tax Journalに寄稿し、英国は配当金源泉税を課さない数少ないOECD加盟国の一つだと強調した。オランダの野党は、オランダを離れた国にDWTを導入する新法案を推進しているが、オランダ政府がこの新法案を支持するかどうかは不明である。

4. インドのグジャラート州は、ITやITサービス会社を誘致するための新たなインセンティブを発表した。Krestonのメンバー企業であるKreston OPRは、インドのグジャラート州政府が発表したITサービスプロバイダー向けの新たなインバウンド投資計画を宣伝することを喜んでいる。

百福潤財税での勤続年数

臧玉芝
顧客開発部
中級会計士
入社13周年

座右の銘:
力では合格，
心では優秀。

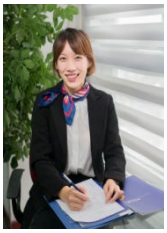

杨梅
主要顧客部
中級会計士
入社10周年

座右の銘:
努力よりも選択，
発揮よりも準備。

崔立静
欧米一部
入社10周年

座右の銘:
天下の大事は必ず細より作り、天下の難事は必ず易きより作る。

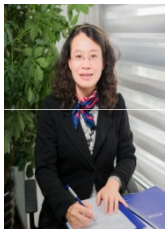

張翠雲
欧米三部
中級会計士
入社10周年
座右の銘:
微笑みは複数の意味を持つ言葉だ。

宋士青
主要顧客部
入社8周年

座右の銘:
学びの中で悟り、仕事の中で進取する。

姜夢嬌
欧米二部
入社3周年

座右の銘:
全世界も目標とビジョンを明らかに持つ人に道を譲る。

百福潤財税は2003年の初めに創立され、国内や外国資本の企業に財税のアウトソーシング、法律、監査及びビジネスサービスを提供することに力を注いできた。弊社は顧客に高品質の財税サービス及びカスタマイズのソリューションを提供し、顧客の異なる要望に答えると同時に、顧客と相互信頼及び長期の提携パートナー関係を築くことを旨とする。

2015年、百福潤財税は正式に世界第13位の国際的会計事務所ネットワークであるクレストン・インターナショナルの会員事務所になった。我々は国内の顧客にサービスを提供できるだけでなく、世界各地の顧客に資源の商談やサービスを提供できる。我がチームの特徴は、国際的な視野と本土資源である。

業務内容:
財税サービス:通年の財税コンサルティング、財税のアウトソーシング、納税計画、輸出税還付、合併買収・再編、譲渡の価格設定、税務講座
法律関連サービス:日常の法律関連諮問、法律のデューディリジェンス、契約書の審査、コンプライアンス審査、知的財産権の保護、法的雇用関係
監査サービス:内部統制の特別監査、財務諸表の監査、財税のデューディリジェンス、資産評価、出資検証
ビジネスサービス:内資と外資の企業登録、登記事項の変更、企業の清算と抹消、人事のアウトソーシング

連絡先
中国　上海事務所
浦東新区東方路710号湯臣金融大厦1612室
電話番号: +86-21 6876 9886
メールアドレス: cpash@brighture.com

中国　青島事務所
市南区福州南路87号福林大厦A座602室
電話番号: +86-532 8597 9808
メールアドレス: cpaqd@brighture.com

**百福潤財税は19年以上の経験をもって、内資や外資企業に財税・法律・監査・ビジネスサービスを提供している。世界第13位の国際的会計事務所ネットワークであるクレストン・インターナショナルの会員事務所として、国際的な視野と本土資源をもって、ワンストップの財税ソリューションを提供する。老舗ブランドだからこそ、安心できる。

免責条項:【百福潤財税】短報の内容はご参考として閲覧頂き、詳細は関係の法規及び現地の行政機関の判定結果を基準とする。